○北陸地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市高松ア一九番六から同市高松ア二〇番一まで	前	一一・五〇～一一・五〇メートル	〇・〇三五キロメートル
	後	一一・五〇～二三・五〇メートル	〇・〇三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中部地方整備局長　富田　英治

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡崎市大平町字上下り二八番一から同市大平町北市木二八番二まで	前	二一・二〇～三四・四〇メートル	〇・一〇四キロメートル
	後	二三・五〇～三四・四〇メートル	〇・一〇四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区龍宮町一番一〇四から同市港区龍宮町三番二三まで	前	五一・四〇～七六・六〇メートル	〇・一一五キロメートル
	後	五四・四〇～八〇・七〇メートル	〇・一一五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
豊田市日之出町一丁目九番一から同市陣中町一丁目八番二三まで	前	八・五〇～五九・四〇メートル	〇・五四〇キロメートル
	後	八・五〇～五九・四〇メートル	〇・五四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	岡崎市大平町字上下り四六番一から同市大平町北市木二八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○近畿地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十一号	大津市小野字西尾一六七〇番一から同市清風町二八番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月三十日

○近畿地方整備局告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百五十八号阪神間都市計画下水道事業猪名川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十一年建設省告示第三千六百五十八号、昭和四十六年建設省告示第百号、昭和四十六年建設省告示第二千九十四号、昭和五十二年建設省告示第五百八十七号、昭和六十年建設省告示第千三百六十五号及び平成三年建設省告示第七百三号の事業地のうち、大阪府豊中市原田西町及び兵庫県伊丹市岩屋二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千六百五十八号北部大阪都市計画下水道事業猪名川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十一年建設省告示第三千六百五十八号、昭和四十三年建設省告示第二千七百二号、昭和四十七年建設省告示第千二百四十号、昭和六十一年建設省告示第八十二号、平成三年建設省告示第七百四号の事業地のうち、大阪府豊中市原田西町及び兵庫県伊丹市岩屋二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし